# 大同大学同窓会資金の管理・運用に関する規程

（趣旨）

第 1 条　大同大学同窓会（以下「本会」という。）会則第 37 条に基づく、資金の管理運用に関することは、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条　この規程は、本会の資金の維持管理および運用に関する基本的事項、執行方針、運用手続について定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、本会の目的及び事業を安定的かつ継続的に達成するために寄与する。

（資金管理運用の責任者）

第 3 条　本会の資産管理運用責任者（以下「責任者」という。）は、一般社団法人大同大学同窓会理事会（以下「理事会」という。）の代表理事とする。

2　責任者は、財産の適正な管理運用のため、その統括のもと代理人に本会事務局長を選任し、本会事務局に管理運用の実務を行わせる。

（運用の方法）

第 4 条　運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第 2 条の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

（資金運用の商品）

第 5 条　前条の運用対象（以下「金融商品」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 有価証券（国債、政府保証債、地方債、金融機関債、社債など債券に限る。）

(2) 信託預金（金銭信託、指定金外信託に限る。）

(3) 預金、貯金

(4) その他理事会で承認を得たもの

（資金運用の方法）

第 6 条　本会における資金は、次の各号のとおり管理運用するものとする。

(1) 財産価値の維持を旨として、元本返還が確実で長期的運用が図れるものを最善とする。

(2) 特性に応じて、安全性及び信用性が高い運用を行い、善良な管理を図る。

（資金運用の範囲）

第 7 条　第 5 条に記載する金融商品の総額については、本会の資産合計の 1/3 以内で運用する。

（資産運用の手続）

第 8 条　第 5 条第 1 号および第 2 号に記載する商品の運用を行うに当たっては、責任者は事務局に当該金融商品を調査させ、運用方針を策定した上で、理事会の承認を得て実施する。

2　運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない、又は損失が発生するなどの特

別な事情が生じたときは、事務局は直ちに責任者と協議し、適切な措置を講じなければならない。この場合にあっては、責任者は、講じた措置及び対処内容について、事後直近に開催される理事会に報告するものとする。

（資産運用時の留意事項）

第 9 条　金融商品の運用に際する預入先となる金融機関および金融商品について、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。以下「金融商品取引法」という。)第 66 条の 27 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた複数の信用格付業者から A 格相当以上の格付を取得しており、かつ、どの格付機関においても BB 格相当以下の格付がないものとする。

（格付低下への対応）

第 10 条　取得した金融商品が、いずれかの格付機関において BBB 格未満に格下げとなった、又は近日中にその可能性が高いと思われるときは、事務局は直ちに責任者に報告し、協議のうえ、速やかに対応を決定するものとする。

2　責任者は、前項の対処内容について事後直近に開催される理事会に報告するものとする。

（資産管理運用状況の報告）

第 11 条　責任者は、資産の管理運用状況について、定期又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

（受託者責任）

第 12 条　受託機関に対して、本会の資金運用管理にあたり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求める。

（雑則）

第 13 条　この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。

（規程の改廃）

第 14 条　この規程の改廃は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。

（附則）

第 1 条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。（制定）